

平成25年度普通会計決算認定特別委員会

平成26年10月29日（水）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

川端委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時13分）

これより、危機管理部関係の審査を行います。

まず、委員会説明資料に基づき、重点施策の実施状況等について説明願うとともに、この際、特に報告すべき事項があれば、これを受けることにいたします。

床桜危機管理部長

それでは、お手元に用意させていただいております危機管理部の普通会計決算認定特別委員会説明資料に基づきまして、御説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

平成25年度に実施いたしました危機管理部の主要施策の成果の概要といたしまして、3項目を記載させていただいております。

主な成果の概要について、御説明いたします。

第1点目は、「条例元年」地震・津波総合対策の推進についてであります。

まず、（1）総合的な地震・津波対策の推進についてであります。

南海トラフ巨大地震や活断層地震を迎え撃つ、「とくしまー0（ゼロ）作戦」の取組を更に加速させるため、市町村等に対し、総合的な避難態勢の早期確保に向けた「きめ細かい」支援を行いました。

次に、（2）啓発・人材育成の充実についてであります。

①を御覧ください。「とくしま地震防災県民会議」を中心として、県民、事業者、行政が一体となった取組を促進するため、「とくしま防災フェスタ」等の啓発事業を実施するとともに、自主防災組織の結成促進とその活動の活性化を図り、自助・共助に基づく地域防災力の強化を推進しました。

②を御覧ください。地域の防災リーダーなど防災人材を育成するとともに、将来の「防災の担い手」を育成するため、防災生涯学習を総合的に推進しました。

③を御覧ください。消防団等と連携して、少年少女消防クラブの活動を促進するとともに、大学生等に対して啓発事業を実施することで、消防団活動への理解を深め、未来の「消防・防災リーダー」の育成を図りました。

④を御覧ください。県立防災センターや南部防災館を活用し、各種啓発事業等を実施するとともに、同センターの啓発設備の更新を行うなど啓発機能を強化し、更なる県民の防災意識の向上を図りました。

⑤を御覧ください。消防学校において、消防職員・消防団員の安全かつ的確な業務遂行に必要な技術や知識について教育訓練を行いました。

次に、第2点目の防災・危機管理力向上対策の推進についてであります。

まず、（1）迅速・的確な初動体制の強化についてであります。

①を御覧ください。「すだちくんメール」などの各種情報ネットワークの運営と、これらを活用した訓練等を行うことにより、自然災害をはじめ、あらゆる危機事象に対応できるよう、初動体制の迅速な確立を図りました。

2ページをお開きください。

②を御覧ください。県民の安全・安心の確保を図るため、消防防災ヘリコプターの効果的な運用を行うとともに、津波災害に備えた資機材の整備を行いました。

③を御覧ください。東日本大震災の教訓を踏まえた、より実践的な内容の総合防災訓練等を実施したほか、防災拠点となる県有施設等の耐震化を推進し、災害・危機管理対応能力の強化を図りました。特に、本県において中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同の実動訓練を、自衛隊・DMAT等と連携し実施しました。

次に、（2）多様な連携の推進についてであります。

多様な連携による広域的な応援・受援体制を構築するため、本県と鳥取県の市町村や民間団体の相互交流等を行いました。

次に、第3点目の「安全・安心」くらし実感対策の推進についてであります。

まず、（1）食の安全・安心の推進についてであります。

①を御覧ください。産地偽装を防止し、食に対する信頼を確保するため、「とくしま食品表示Gメン」による科学的産地判別分析を用いた食品表示の監視活動や、食の安全安心推進条例の改正、食品表示適正化の普及・啓発を推進しました。

また、食の安全・安心に関する消費者への正しい情報提供や、消費者と事業者の相互理解を促進するためのリスクコミュニケーションを実施するとともに、消費者と事業者をつなぐ先進的な取組を促進させることにより、生産から消費に至る、一貫した食の安全・安心対策の一層の推進を図りました。

②を御覧ください。「徳島県食品衛生監視指導計画」に基づき、各種施設の集団給食施設の監視指導の強化などを図るとともに、食中毒事故の未然防止と食品の安全対策の推進に努めました。

次に、（2）消費者施策の推進についてであります。

県民の消費生活における安全・安心を確保するため、消費者情報センターの運営をはじめ、消費生活相談体制の充実や消費者問題に関する普及・啓発等を実施しました。

また、自立した消費者の育成や高齢者の消費生活被害の防止を図るため、消費者教育と被害防止に向けた取組の一層の推進を図りました。

次に、3ページを御覧ください。

次に、（3）交通安全対策の推進についてであります。

「交通事故ゼロ対策」として、交通事故総量を減少させるため、県民の安全意識の高揚を図るほか、県民総ぐるみによる交通安全運動を実施し、交通事故防止に努めました。

特に、高齢化社会の進行など、諸情勢の変化に対応し、幼児から高齢者に至る各年齢層に応じた交通安全教室を実施するとともに、各交通安全運動において、交通ルールの遵守と交通マナーの向上対策を推進しました。

次に、（4）動物愛護管理対策の推進についてであります。

「徳島県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物の適正な飼養管理の指導や地域に根差した動物愛護思想の普及啓発の推進を図りました。

次に、（５）生活衛生対策の推進、水道施設の整備促進についてであります。

理容業などの生活衛生関係営業の衛生水準の向上等を図り、県民の生活衛生の向上に努めました。

また、水道事業者に対する水道施設整備の促進等を行い、県民に安全で良質な水道水の安定的供給の確保を図りました。

以上が、危機管理部の主要施策の成果の概要でございます。

４ページから８ページにかけて、当部の主要事業の内容及び成果について記載しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

次に、９ページをお開きください。

歳入歳出決算額についてであります。

危機管理部の会計は一般会計と特別会計があり、まず、一般会計について歳入決算額における収入済額は、部全体で６億１,０９１万２,１８５円でございます。

次に、１０ページを御覧ください。

歳出決算額の支出済額は、２２億６７６万９,６５２円でございます。表の右端の欄の予算現額と支出済額との比較において、２億１,４０６万１,３４８円の差額が生じておりますが、その主な内容といたしましては、災害救助法施行費等の執行残や「とくしま－０（ゼロ）作戦」緊急対策事業の繰越しによるものでございます。

次に、１１ページを御覧ください。

特別会計についてであります。

安全衛生課の都市用水水源費負担金特別会計について、歳入決算額における収入済額は２,９５２万５,０１７円でございます。

次に、１２ページを御覧ください。

歳出決算額の支出済額は、２,９５２万５,０１７円でございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

川端委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

松崎委員

平成23年３月11日の東日本大震災に伴って、津波防災地域づくりに関する法律というのが出来まして、その中で、いわゆるレッドゾーン、イエローゾーン、オレンジゾーンという問題があつて、イエローゾーンは県が指定できるということで、指定されております。オレンジゾーンも、法第72条に基づいて、県が指定できることになってはいますが、オレンジゾーンはまだ指定をしていないのかどうか。

それから、レッドゾーンということになると、市で条例を定めて住宅等への規制追加を行う等々、法第73条に基づき、市が指定するというようになっております。

県として、今のところ定めているのはイエローゾーンだけという話ですので、オレンジゾーンの指定をしていないということであれば、今後、法第72条に基づいて、指定する予定なり見込みがあるのかどうか。更には、市町村でレッドゾーンが指定されているところがあるのか、これから見込みがあるのかをお聞きしたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員のほうから、オレンジゾーンとレッドゾーンの指定につきまして、御質問を頂きました。

委員がおっしゃいましたように、津波災害特別警戒区域、いわゆるオレンジゾーンにつきましては、知事が指定できることになっております。このオレンジゾーンに指定されますと、災害時要援護者の方々の避難について、特別な配慮を求めることが発生いたしましたして、社会福祉施設、学校、医療施設などを新たに建築する場合には、津波の浸水深にせき上げによる水位上昇を加えた基準水位以上の高さに寝室、病室、居室を設けるという義務が加わるということで、一定の建築規制が加わることになります。

そういうこともございまして、今年の3月11日には、イエローゾーンの指定をいたしましたけれども、そのイエローゾーンを指定した後の影響について、十分分析、検証を行うとともに、市町村のまちづくり計画との調整や、建築規制に対応します規制緩和の検討を行っていく必要があるということもございまして、県民の皆様や関係市町村の御意見を十分伺いながら、オレンジゾーンの指定につきましては、慎重に進めてまいりたいと考えております。

また、レッドゾーンにつきましては、市町村が条例で定めるということになっておりますが、現在、条例を定めた市町はございませんし、規制を掛けているところもございません。

松崎委員

オレンジゾーンがまだ指定されていないから、一定の開発行為とか建築の制限、用途変更の制限等々は県内でなされていない。同じように、市町村のレッドゾーンもまだなされていないということですが、県と市町村で、都市計画のマスタープランの見直しについて、この5年間ぐらいで調査をしてやるということとの関連性は、かなり重要になってくると思います。例えば、レッドゾーンで住宅は建てられないといったときは、内陸へ移動せざるを得ないし、高台移転の問題とか次々出てくると思うのですが、その辺を教えてください。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま都市計画のマスタープラン、それとこのイエローゾーンやオレンジゾーンとの関係ということでございます。

現在、津波のイエローゾーンの指定ということで、それぞれ浸水区域が示されたところ

でございます。そういう中で、津波防災をまちづくりの中でも考えていく必要があるということで、現在、見直しをされているとお聞きしております。

松崎委員

それでは、危機管理部としては、警戒をし、避難体制の整備をするのが主たるところで、現在の土地利用や都市計画については、次の段階にまだ進んでいないという理解でいいわけですね。

マスタープランを去年ぐらいから始めて、5年間のうちにやるということでしたから、もうすでに1年経っていると思うので、残されたのは今年度も入れてあと4年ぐらいですが、その間に県としてはオレンジゾーン、市町村としてはレッドゾーンを定めるという方向になってくるのでしょうか。見通しだけお聞きしたい。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

オレンジゾーンの指定や、市町村のレッドゾーンの指定の見通しということでございますけれども、これにつきましては、今後、まちづくりの計画を進めていくこととの調整のほか、オレンジゾーンは一定の規制が掛かってきますので、建築規制に対応する規制緩和の検討を総合的に判断して、指定について検討していくことになると思います。

松崎委員

市町村のマスタープランによって都市計画、線引き問題も含めて、時間は限られていると思いますので、危機管理部のほうがこれをやっていくということになれば、順次、中身なり議論の過程は御報告を頂きたいという要望だけ申し上げておきます。

川端委員長

それでは私から、この危機管理上、大変大きな役割を担うコーディネーターについてお尋ねします。

様々な被災地に様々な職種の方の救援の手が差し伸べられるわけですが、そのような方をどのようにコーディネートしていくかということが、大きな課題になってまいります。

災害が起こったときの全体のマネジメントは、非常に重要な役割なのですが、これを行政がやれば、恐らく一定の質のものがずっとこれからも確保できると思いますし、皆さん方は常にそういう訓練をしていますけれども、民間の方がその都度コーディネーターの役割をするということになれば、常々からコーディネーターとしての資質や技能を高めておかなければできないと思います。

そこで、災害の現場を取り仕切るコーディネーターにはどんな種類があるのか、これについて、まず教えていただきたいと思います。

石本危機管理部副部長

川端委員長から、コーディネーターについて御質問がございましたが、現在、県では、保健福祉部において災害医療のコーディネーター、保健衛生コーディネーター、薬務コー

ディネーター，介護福祉コーディネーターという，四つの種類の方々を指名しているところでございます。

災害医療コーディネーターにつきましては，先ほど，民間の方の資質をどう保証するのかといった趣旨の御質問だと思いますが，災害医療コーディネーターにつきましては，災害拠点病院やDMATのドクターを中心をお願いしているところと，また，人数を増やす必要があるということで，それぞれ郡市の医師会から御推薦を頂いたドクターの方々にお願いし，委嘱しているところでございます。

その資質について，DMATのドクターの方々は国のほうで一定の訓練をして試験を受け，研修も受けて毎年度訓練にも出ていただいておりますし，更新の研修もあるところでございます。

県のほうでも，実はこの週末でございますが，災害医療コーディネーター研修会を2日間，土日にかけて行う予定にしておりますし，それを受講していただいて，資質の向上を図っていくことにしております。

保健衛生のコーディネーターにつきましては，私もなっておりますけれども，保健所の所長をはじめ，職員が政策監から指名されておまして，一昨年度も8回ぐらいのシリーズだったと思いますが，保健衛生のコーディネートに必要な，各方面の専門家の先生方に来ていただいて，研修会を行ったところでございます。

介護福祉につきましても，県職員で福祉関係者，あるいは保健所の次長といった方々が指名されておまして，こちらも同じように，保健衛生のコーディネーターの研修会があったらお誘いもして，受講していただいたりとか，保健所単位での研修もしております。

薬務のほうにつきましても，医療の研修会に併せて御案内して，研修を受けていただいているところでございます。

それから，そのコーディネーターの方々にお集まりいただきまして，保健所単位，圏域ごとにいろいろな会議をして，いざ南海トラフの巨大地震が起こった場合にどのような動きをするか，初動体制をどのようにするかということも，随時，定期的に会議もしていただいて，いろいろな情報共有をしているところでございます。

今後も引き続きこのようなことをしながら，一定のレベルを保っていきたいと思っております。それから，全国では，地元のコーディネーターだけでは不足するだろうということで，全都道府県ではないのですが，災害医療コーディネーターを養成している県も出てきております。また，全国の衛生部長会というところでも，保健衛生や公衆衛生のコーディネーターの養成を考えております。

その他，それぞれ栄養やリハビリなど，いろいろなところで現地に入って調整できる人材を育成しようという動きがございますので，徳島県としては一定の資質を持った方々にお願いをして，現地のコーディネーターに指名されている方々の指揮のもとに，調整役を果たしていただきたいと考えております。

川端委員長

このコーディネーターというのは，私も最近いろいろ聞いて少しイメージができてきましたが，一般の方にわかりにくいと思います。

私がこの医療コーディネーターの件で、DMATとはまた違う役割を果たすという、そのあたりでやっとわかったのですが、東日本大震災のような大変広域で、しかも被害の大きなときには、全国から医者が仙台市に集結するわけです。ところが、医者はそれぞれに、自分は病院で今治療を受けている人を助けたいとか、避難所に行って治療をすとか様々らしいです。そういう方々をコーディネートして、適切に現場に配置をして、効率よく働いてもらうという、このような役がコーディネートの役のようなのです。

これは行政だけでできれば良いのですが、広範囲になった場合には、民間の薬剤師会であるとか歯科医師会、または保健福祉関係の介護の方とか、いろいろな立場の方がコーディネート役をするわけですが、これは、よほど常々からその意識を高めておいて、しかも、ずっと継続して研修をし続けないと、20年後なのか40年後なのかわからないような災害に備えることは難しいと思います。

しかし、このコーディネート役というのは本当に重要な役割で、行政だけで出来るのであれば、それはそれで良いと思いますけれども、いつまでも質の高い状態でのコーディネート役をどのように育成するのかということが、大きな課題であると思います。

そういう観点から、今、医療のほかにも保健福祉、薬剤師、そして介護といった分野という話がありましたけれども、恐らく医療福祉に限らず、それこそ日常生活の様々な場面で、被災者の世話をするという立場の方が必要になってくると思います。このコーディネートという言葉、一言では非常にわかりにくいですが、是非、これからも力を入れて、今後、どのようなコーディネートをどのように意識を高めていくかということについて研究し、取り組んでいただきたいと思います。要望して終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時38分）